

岩手県告示第490号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年8月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年7月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 旭建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字南大鐘104番地1
 - ウ 代表者の氏名 佐藤康文
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第3410号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年7月20日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年7月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北栄工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区水沢工業団地四丁目28番地
 - ウ 代表者の氏名 北田榮作
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第7884号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年7月20日付けで建築工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。